

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月12日は40万6,000円、同年12月6日は58万9,000円、16年7月10日は30万円、19年12月8日は45万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月12日  
② 平成15年12月6日  
③ 平成16年7月10日  
④ 平成19年12月8日

申立期間①から④までにおいて、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録に反映されていない。当該期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までに係る標準賞与額の相違について申し立てしているところ、申立人から提出のあった賞与明細書によると、申立人は、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は40万6,000円、申立期間②は58万9,000円、申立期間③は30万円、申立期間④は45万円とすることが必要である。

なお、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は28万3,000円、申立期間②は27万3,000円、申立期間③は26万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 13 日  
② 平成 15 年 12 月 12 日  
③ 平成 16 年 6 月 11 日

申立期間①から③までにおいて、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録に反映されていない。当該期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金取引明細表により、申立人は、申立期間①から③までにおいて、A社から賞与が支給されていたことが確認できる。

また、A社は、オンライン記録によると、i) 同社の従業員で、当初、申立期間①から③までに係る標準賞与額の記録が無かった者が、年金記録確認B地方第三者委員会に申し立て、当該期間に係る標準賞与額の記録が訂正されていること、ii) 多数の従業員が、保有している賞与明細書により厚生年金保険料控除の事実が確認できたことから、当該期間に係る標準賞与額の記録が年金事務所の職権により、既に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成15年分及び16年分の給与所得の源泉徴収票によると、申立人は、15年及び16年においてオンライン記録に

おける年間の厚生年金保険料を超える厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが確認できる。

加えて、申立人と同様に標準賞与額の記録が無かった複数の従業員から提出された申立期間①から③までに係る賞与明細書によると、いずれの従業員についても賞与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までについて、A社から賞与の支給を受け、賞与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間①から③までの標準賞与額については、前述の給与所得の源泉徴収票及び申立人の預金取引明細表の振込額から判断すると、申立期間①は28万3,000円、申立期間②は27万3,000円、申立期間③は26万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までにおける申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社からの回答は無いものの、当該期間に同社はC健康保険組合に加入しているところ、同健康保険組合においても申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことが確認できることから、事業主が当該期間に係る賞与の届出を行ったにもかかわらず、同健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年5月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成10年4月の標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月30日から同年6月2日まで

A社に平成10年6月1日まで勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間については給料が振り込まれており、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者記録は、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年5月1日）より後の平成10年7月15日付けで、同年4月30日まで遡って被保険者資格を喪失した旨の処理が行われている。

しかし、雇用保険の記録及びA社が加入していたB健康保険組合の記録により、申立人は、同社に平成10年5月29日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、当初、平成10年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨記録されているが、i) 同社が加入していたB健康保険組合は、同社が適用事業所でなくなった日及び申立人の資格喪失日はいずれも同年5月30日であると回答していること、ii) 申立期間当時の同僚の証言から、同年5月1日時点で同社は、事業を継続しており、適用事業所としての要件を満たしていたことが認められることから、社会保険事務所（当時）において、同年5月1日に同社が適用事業

所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成10年4月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の記録及びB健康保険組合の資格喪失日の記録から、同年5月30日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年3月のオンライン記録から、50万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成10年5月30日から同年6月2日までの期間については、雇用保険及びB健康保険組合の記録から、申立人は、A社に同年5月29日まで継続して勤務していたことが認められるものの、同年5月30日以降の勤務については認められない。

また、同僚の給与明細書から、A社の厚生年金保険料は翌月控除であることが確認できるところ、申立人が保有する平成10年6月分給与明細書から同年5月分の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる上、ほかの同僚の給与明細書からも、同年5月に係る厚生年金保険料が控除されていたことはうかがえない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成10年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、27万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

申立期間において、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録に反映されていない。当該期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により、申立人は、申立期間において、A社から賞与が支給されていたことが確認できる。

また、A社は、オンライン記録によると、i) 同社の従業員で、当初、申立期間に係る標準賞与額の記録が無かった者が、年金記録確認B地方第三者委員会に申し立て、当該期間に係る標準賞与額の記録が訂正されていること、ii) 多数の従業員が、保有している賞与明細書により厚生年金保険料控除の事実が確認できたことから、当該期間に係る標準賞与額の記録が年金事務所の職権により、既に訂正されていることが確認できる。

さらに、C市から提出された平成15年の所得証明書によると、申立人は、同年においてオンライン記録における年間の厚生年金保険料を超える厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが確認できる。

加えて、申立人と同様に標準賞与額の記録が無かった複数の従業員から提出された申立期間に係る賞与明細書によると、いずれの従業員についても賞与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A社から



賞与の支給を受け、賞与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、前述の所得証明書及び申立人の預金通帳の振込額から判断すると、27万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社からの回答は無いものの、当該期間に同社はD健康保険組合に加入しているところ、同健康保険組合においても申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことが確認できることから、事業主が当該期間に係る賞与の届出を行ったにもかかわらず、同健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月頃から 40 年 8 月頃まで  
申立期間について、A社に勤めていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に解散している上、事業主も亡くなっていることから、申立人の同社における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、上記の複数の同僚は、いずれも申立人と一緒に働いていたという証言のみで、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 13 年 10 月 31 日まで  
A 社 (平成 10 年 10 月 18 日前は、B 社) に在職していたときの報酬は月額 59 万円以上であったが、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっている。申立期間について、実際に支払われていた報酬に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 8 年 2 月 1 日から 10 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、同年 11 月 30 日付けで、8 年 2 月 1 日まで遡って 9 万 8,000 円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人の平成 9 年分の源泉徴収票によると、上記減額訂正前の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことが推認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、申立人は遡及訂正処理が行われた平成 10 年 11 月 30 日において、A 社の代表取締役であったことが確認できる。

また、平成 7 年度以降の滞納処分票及び債権消滅不納欠損決議書によると、A 社は申立期間当時に厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所 (当時) は申立人及び申立人の妻に対して複数回にわたり滞納保険料の支払を督促しており、15 年 11 月 28 日付けで同社に係る滞納保険料については不納欠損処分として処理されていることが確認できることから、申立人が同社の代表取締役として、標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

さらに、申立人の妻は「会社の社会保険事務については経理事務所に委託していた。手続きは誰が行ったか分からない。」と申述しているが、会社の代表者印は申立人が管理していたと申述している上、前述の滞納処分票には経理事務所関係者の記載は見当たらず、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたとは考え難く、申立人は自らの標準報酬月額の減額に同意又は黙示の承認をしていたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成 11 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、申立人の同年 11 月分に係る給料支払明細書から推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、オンライン記録における当該月の標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると申立人はA社の代表取締役（平成 10 年 10 月 18 日以降）であったことが確認できる。

一方、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）」（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者(申立人)は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

また、滞納処分票によると、申立人は支払計画に基づき滞納保険料及び新規発生分保険料の納付を約す納入誓約書を、社会保険事務所に提出する旨を同事務所の職員に伝えていることから、申立人は当該期間に係る保険料額等について認識していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、前述のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 11 月 1 日までの期間及び同年 12 月 1 日から 13 年 10 月 31 日までの期間について、A社の商

業登記簿は既に閉鎖されており、当該期間に係る賃金台帳も保存されていないことから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、仮に、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、当該期間当時、取締役及び代表取締役であった申立人は、特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。